

## 議案第50号

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例の制定  
について

北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例を別紙のと  
おり定めるものとする。

令和2年5月28日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、統括参事の給料及び期末手当を減額し、新型コ  
ロナウイルス感染症対策の財源に充てるため、本条例を定める必要がある  
からである。

## 北名古屋市統括参事の設置に関する条例の特例を定める条例

### (給料の特例)

第1条 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで（以下「特例期間」という。）に支給する統括参事の給料月額は、北名古屋市統括参事の設置に関する条例（平成25年北名古屋市条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

### (期末手当の特例)

第2条 特例期間における条例第7条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、前条に規定する給料月額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。